第九条第二項の表市町村の項第九号1を次のように改める。

九　保健衛生費	人口	1　密度補正Ⅰに用いる密度は、診療所の数に一、一般病床数に一九・五、平均在院日数に一・四を、それぞれ乗じて得た数の合計数とする。 2　密度補正Ⅱに用いる密度は、診療所の数に一、一般病床数に一九・五、平均在院日数に一・四を、それぞれ乗じて得た数の合計数とする。 3　密度補正Ⅲに用いる密度は、診療所の数に一、一般病床数に一九・五、平均在院日数に一・四を、それぞれ乗じて得た数の合計数とする。 4　密度補正Ⅳに用いる密度は、診療所の数に一、一般病床数に一九・五、平均在院日数に一・四を、それぞれ乗じて得た数の合計数とする。 5　密度補正Ⅴに用いる密度は、診療所の数に一、一般病床数に一九・五、平均在院日数に一・四を、それぞれ乗じて得た数の合計数とする。 6　密度補正Ⅵに用いる密度は、診療所の数に一、一般病床数に一九・五、平均在院日数に一・四を、それぞれ乗じて得た数の合計数とする。 7　密度補正Ⅶに用いる密度は、診療所の数に一、一般病床数に一九・五、平均在院日数に一・四を、それぞれ乗じて得た数の合計数とする。 8　密度補正Ⅷに用いる密度は、診療所の数に一、一般病床数に一九・五、平均在院日数に一・四を、それぞれ乗じて得た数の合計数とする。

九　保健衛生費	人口	1　密度補正Ⅰに用いる密度は、診療所の数に一、一般病床数に一九・五、平均在院日数に一・四を、それぞれ乗じて得た数の合計数とする。 2　密度補正Ⅱに用いる密度は、診療所の数に一、一般病床数に一九・五、平均在院日数に一・四を、それぞれ乗じて得た数の合計数とする。 3　密度補正Ⅲに用いる密度は、診療所の数に一、一般病床数に一九・五、平均在院日数に一・四を、それぞれ乗じて得た数の合計数とする。 4　密度補正Ⅳに用いる密度は、診療所の数に一、一般病床数に一九・五、平均在院日数に一・四を、それぞれ乗じて得た数の合計数とする。 5　密度補正Ⅴに用いる密度は、診療所の数に一、一般病床数に一九・五、平均在院日数に一・四を、それぞれ乗じて得た数の合計数とする。 6　密度補正Ⅵに用いる密度は、診療所の数に一、一般病床数に一九・五、平均在院日数に一・四を、それぞれ乗じて得た数の合計数とする。 7　密度補正Ⅶに用いる密度は、診療所の数に一、一般病床数に一九・五、平均在院日数に一・四を、それぞれ乗じて得た数の合計数とする。 8　密度補正Ⅷに用いる密度は、診療所の数に一、一般病床数に一九・五、平均在院日数に一・四を、それぞれ乗じて得た数の合計数とする。